

風水害対策編

第 4 章

災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

第1 基本方針

被災地の復旧・復興については、市民の意向を尊重し、地方公共団体が主体的に取り組むとともに、適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、この基本方向を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第2 主な内容

- 1 現状復旧か又は計画的復興かの基本方向を早急に決定する。
- 2 復旧・復興にあたり、必要に応じ他の自治体への支援を求める。

第3 活動の内容

1 復旧・復興の基本方針の決定

(1) 基本方針

市は、迅速な現状復旧又は計画的な復興を目指す基本方向を早急に決定し、実施に移る。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する対策】（市全部局）

(ア) 市及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、互いに連携し、迅速な現状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め、早期に住民に周知する。

(イ) 被害地の復旧・復興は、市民の意向を尊重しつつ、協同して計画的に行う。

イ 【関係機関が実施する対策】

防災関係機関は、市の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行う。

ウ 【市民が実施する計画】

市民は、市の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行う。

2 支援体制

(1) 基本方針

復旧・復興にあたり、必要に応じ他の自治体の支援を求め、円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（企画総務部）

市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県及び他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。

第2節 迅速な現状復旧の進め方

第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や、災害廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。

関係機関は、可能な限り迅速な原状復旧を図る。

第2 主な活動

- 1 被災施設の迅速かつ円滑な復旧事業を実施し災害防止の観点からの改良復旧を行う。
- 2 円滑かつ適切に災害廃棄物の処理を行う。
- 3 被災状況に応じ、他市町村や県からの職員派遣の要請を行う。

第3 活動の内容

1 被災施設の復旧等

(1) 現状及び課題

民生の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のために関係機関は、被災施設の迅速かつ円滑で再度の災害防止を考慮した復旧活動を行う。

そのため、職員の配備、災害規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア 【市、県及び公共機関が実施する対策】（市全部局）

(ア) 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被害施設の復旧事業を行う。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

(イ) 被災施設の復旧にあたっては、現状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から、可能な限り改良復旧を行う。

(ウ) 地震に伴う地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害の防止の観点から可能な限り、土砂災害防止対策を行う。

(エ) ライフライン・交通・輸送等の事業者は、復旧に当たり可能な限りにおいて地区ごとの復旧予定時期を明示して行う。

(オ) 他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図る。

(カ) 被害地の状況、被害原因等を勘察し、再度の災害防止及び復旧事業の効果等具体的に検討のうえ事業期間の短縮に努める。

(キ) 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について、被災施

設の復旧を行うものは、復旧事業の計画を速やかに作成する。

- (ク) 復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画をたて、速やかに査定実施に移すよう努める。
- (ケ) 緊急査定を行う必要がある事業については、ただちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。
- (コ) 暴力団の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

2 災害廃棄物の処理

(1) 基本方針

災害から速やかに復帰して生活を再建するうえでも、災害によって生じた廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。

被災地の災害廃棄物の計画的な収集、運搬等を行い、その円滑で適切な処理に努める。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（企画総務部、都市建設部、市民環境部）

(ア) 災害廃棄物の処理、処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬処分を図り、災害廃棄物の円滑で適切な処理を行う。

また、災害廃棄物の処理に当たっては、下記事項について留意する。

- a 適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- b 復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行うよう努める。
- c 環境汚染の防止、市民、作業者の健康管理のための適切な措置を講じる。

(イ) 応援体制

- a 局地的な災害の場合には、収集、処理に必要な人員、機械等について市内の災害の軽度の地区に応援を求める。
- b 災害が広範囲にわたる場合は、状況により近隣市町村から応援を求める。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部）

(ア) 災害発生後、速やかに災害廃棄物の発生量、処理見込等の把握のための活動を行う。

(イ) 市町村等の広域的な支援の要請、調整を図るものとし、大規模災害により、被災市町村近隣市町村のみでは、処理が困難と認められるときは、他の都県等に対して支援を要請する。

3 職員派遣

(1) 基本方針

災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応にあたり、被災市町村のみでは、人員の確保が困難になる場合がある。

そのため、被災市町村は他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとるものとする。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】

(ア) 市の職員を活用しても、災害復旧になお人員が必要な場合、市は県や、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、他の市町村に対し、必要な人員及び期間、受入体制を明示し、職員の派遣の要請を行うものとする。

(イ) 被災市町村から要請を受けた市は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、職員を派遣するものとする。

イ 【県が実施する対策】

被災市町村から、災害復旧にあたり、職員の派遣要請があった時は、災害の状況を勘案し必要と判断した場合、災害市町村と十分調整のうえ、必要な人員を適切な時期に派遣するものとする。

第3節 計画的な復興

第1 基本方針

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも視野に入れた計画的復興を目指すに当たっては、復興計画を作成し、市民の理解を求めながら、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

第2 主な活動

- 1 複数の機関が関係し、高度、複雑及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画の作成並びに体制整備を図る。
- 2 再度災害防止と、より快適な都市環境を目指した、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。
- 3 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国の緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）が発生した場合の各機関の連携による復興の促進を図る。

第3 計画の内容

1 復興計画の作成

(1) 基本方針

被災地域の再建に当たり、更に災害に強いまちづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するために復興計画を作成する。

当該計画には、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、教育、地域産業等の継続を考慮する必要がある。

計画策定に際しては、その検討組織等に、男女共同参画等の観点から女性・障がい者・高齢者等の参画促進に努める。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や、例えば学校を核とした地域コミュニティの拠点形成を行うなど、再構築に十分に配慮するものとする。

なお、当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、国、県及び他の市町村との連携等調整を行う体制の整備を図るものとする。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（市全部局）

関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、市民の理解を求めながら、迅速かつ的確に市における復興計画を作成する。

イ 【県が実施する計画】

被災市町村、関係機関等との連携及び国との調整を行うと共に、市民の理解を得ながら迅速かつ的確に、被災地域を包括する復興計画を作成する。

ウ 【関係機関が実施する対策】

市との連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努める。

2 防災まちづくり

(1) 基本方針

被災地域の再建に当たっては、必要に応じ再度の災害防止と、より快適な都市環境を目指し、「まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階でまちのあるべき姿を明確にして、将来に悔いのない、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを市民の理解を求めながら実施する。併せて、女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する計画】（市全部局）

(ア) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図るものとする。

その際、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るように努める。

(イ) 防災まちづくりにあたっては、二次的な災害に対する安全性の確保等を目標とし、さらに必要に応じ、次の事項を基本的な目標とする。

- a 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、空港等の都市基盤施設及び防災安全街区の整備
- b ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化
- c 建築物及び公共施設の耐震化、不燃化
- d 耐震性貯水槽の設置等

(ウ) 前記目標事項の整備等にあたっては、次の事項に留意する。

- a 都市公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に指定緊急避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを市民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努める。
- b ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等にあたっては、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りながら実施する。

- c 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その重要性を市民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。
 - d 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、戦略的实施を行う。
 - e 市民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、市民が主役となるまちづくりを行う。
 - f 女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
- (エ) 建築物等の解体当による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。
- (オ) 情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被災状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

イ 【関係機関が実施する対策】

市、県等との連携を図り、整合性のある事業を実施する。

ウ 【市民が実施する対策】

再度災害防止、より安全で快適なまちづくりは、自分たちはもちろん、子供たちをはじめとする将来のためのまちづくりであることを認識し、防災まちづくりへの理解と協力を努めるものとする。

3 特定大規模災害からの復興

(1) 基本方針

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事情を調整しつつ、計画的に復興を進める必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】

- (ア) 市、県及び関係機関は、復興計画の迅速な作成と遂行のための体制整備を行う。
- (イ) 必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。
- (ウ) 必要に応じ、特定大規模災害からの復興のために必要な職員の派遣を県に要請する。

第4節 資金計画

第1 基本方針

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の調達を行うために必要な措置を講ずる。

第2 主な活動

- 1 市及び県は、起債の利用、地方交付税の繰上交付の要請等の必要な措置を行う。
- 2 関東財務局長野財務事務所は、必要資金量を調査し、応援資金の貸付を行う。

第3 活動の内容

1 市の資金計画（企画総務部）

市が、災害復旧事業を行う場合においては、国及び県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し、資金の調達に努める。

- (1) 地方債
 - ア 歳入欠かん債
 - イ 災害対策事業債
 - ウ 災害復旧事業債
- (2) 地方交付税
 - ア 普通交付税の繰上交付
 - イ 特別交付税
- (3) 一時借入金
 - ア 災害応急融資

2 県の資金計画

- (1) 災害復旧経費の資金需要の把握のため、災害応急対策はもちろん災害復旧事業を行うにあたって必要な資金を迅速に調達し、掌握する措置を講ずる。
- (2) 歳入欠かん債、災害対策事業債、災害復旧事業債について調査し、事業執行計画に万全を期する。
- (3) 地方交付税の繰上交付を国へ要請する。
- (4) 一時借入金及び起債の前借等により災害関係資金を確保する。

3 市、県の資金計画に対する関東財務局長野財務事務所の措置

関東財務局長野財務事務所は、市、県等の緊急な資金需要に応ずるため、関係自治体と緊密に連絡して必要資金量を調査し、応急資金の貸付を行う。

第5節 被災者に対する生活再建等の支援

第1 基本方針

災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策をはじめ各般にわたる救済措置を講ずることにより生活の確保を図る。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

第2 主な活動

- 1 被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の建設等を行うとともに、公営住宅への優先入居を行う。
- 2 被害の状況が被災者生活再建支援法の適用基準に該当する場合は、速やかに適用手続き等を実施する。
- 3 被災低所得者支援のため、社会福祉協議会による災害援護資金の貸付等を行う。
- 4 被災地における雇用維持等のため、被災者への職業紹介、労働災害対象者への労災保険給付等を行う。
- 5 被災した低所得者への必要な生活保護措置を行う。
- 6 被災者への災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付を行う。
- 7 被災者に対し適時適切な金融上の措置を行う。
- 8 被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免措置を行う。
- 9 被災した被保険者に対する医療費の一部負担金、保険料の減免等の措置を行う。
- 10 被災者に対する被災証明の早期交付体制を確立する。
- 11 被災者台帳を作成し、被災者の援護を総合的かつ効率的に行う。
- 12 被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置及び広報を行う。

第3 活動の内容

1 住宅対策

(1) 基本方針

被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、助成を行う。

また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の建設等を行うとともに公営住宅への優先入居の措置を講ずる。

さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（都市建設部）

(ア) 災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の補修資金の説明会等を行い、申込みに必要な、罹災証明書の発行を行う。

(イ) 災害公営住宅の建設

被災地全域で500戸以上、もしくは、市内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に応急仮設住宅の建設を行う。

(ウ) 既存市営住宅の再建

既存市営住宅が災害により、滅失または著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。

(エ) 市営住宅への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、市営住宅への優先入居の措置を講ずる。

(オ) 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

イ 【県が実施する対策】（建設部）

(ア) 災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構が実施する災害復興住宅融資等について、臨時相談窓口の開設等の住宅相談を協力して行うとともに、住宅金融支援機構及び民間金融機関の災害復興住宅資金融資を受けたものに対して、利子相当額の一部を助成する。

(イ) 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の対象とならない災害復興住宅の建設・補修等を行う者に対し、金融機関と協力して融資を行う。

(ウ) 災害公営住宅

被災地全域で500戸以上、もしくは、一市町村の区域内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅を建設する。

(エ) 既存県営住宅の再建

既存県営住宅が災害により、滅失または著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。

(オ) 県営住宅への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、県営住宅への優先入居の措置を講ずる。

2 被災者生活再建支援法による復興

(1) 基本方針

一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法を適用し、生活再建の支援を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（健康福祉部、市民環境部）

- (ア) 申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行う。
- (イ) 災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに諏訪地方事務所長へ報告する。
- (ウ) 被災者に対し、申請に要する罹災証明書等の必要書類を発行する。
- (エ) 被災者生活再建支援法が適用された場合、被災者に対し、申請に要する罹災証明書等の必要書類を発行する。
- (オ) 被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出する。
- (カ) 被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。

イ 【県が実施する対策】

- (ア) 地方事務所長は、本章第2節に基づく住宅被害状況を把握し、迅速に危機管理部長へ報告する。
- (イ) 知事は、住宅被害報告に基づき、被災者生活再建支援法を適用する。なお、被災者生活再建支援法を適用した場合は、公示、内閣府への報告等必要な事務を行う。
- (ウ) 市町村から提出された被災世帯からの申請書類を確認・点検し、被災者生活再建支援法人へ提出する。
- (エ) 支援金の支給事務は、議会の議決を得て、被災者生活再建支援法人へ全部委託する。

ウ 【被災者生活再建支援法人が実施する対策】

県から提出された申請書類の審査及び県から委託された支給金の支給事務を行う。

3 生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付

(1) 基本方針

被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付けを行う。

(2) 実施計画

ア 【茅野市社会福祉協議会の実施する対策】

被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金制度、により民生・児童委員の協力により生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付けを行う。

イ 【市、県が実施する対策】（健康福祉部）

市及び県は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置を行う。

4 被災者の労働対策

(1) 基本方針

被災地における雇用維持及び労働問題の円滑な解決を図るため、被災により離職を余儀なくされた者に対する職業紹介等必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（産業経済部）

市は、災害により生ずる労働問題に関する相談に対応するため関係機関とともに、被災地における巡回労働相談所等の措置を講ずる。

イ 【県が実施する対策】（商工労働部）

(ア) 労働相談

労政事務所は、災害により生ずる労働問題に関する相談に対応するため被災地における巡回労働相談所等の措置を講ずる。

(イ) 災害により離職を余儀なくされた者に対する措置

長野労働局、ハローワーク及び関係市町村等と連携しながら、緊急雇用創出特別基金事業の前倒し実施による緊急的な雇用の創出、合同就職面接会の開催、職業訓練等による再就職の促進を行う。

(ロ) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置を適用するとされた激甚災害であって、職業訓練の受講者が当該災害による離職者等である場合には、国と連携し、訓練手当の支給、受講料の免除等の措置を行う。

ウ 【長野労働局が実施する対策】

(ア) 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、被災者のための臨時職業相談の実施、巡回職業相談の実施、職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等の措置を講じ、離職者の早期再就職のあっせんを行う。

(イ) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置を適用することとされた激甚災害であるときは、災害による休業のため賃金を受けとることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者を除く。）に対し、同条の定めるところにより基本手当を支給する。

(ウ) 労働条件の確保、労働力の確保に向けた臨時総合相談窓口を開設する。

(エ) 災害を原因とする事業場の閉鎖等により労働者に対する賃金未払が生じた場合には、未払賃金立替制度により迅速に必要な措置を講じる。

(オ) 労災保険給付に当たり、被災労働者が事業場の倒壊等の理由により事業主の証明を受けられない場合には、当該証明がない場合でも請求書を受理する等、弾力的な運用を行う。

5 生活保護

(1) 基本方針

被災した低所得者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、生活再建を支援する。

(2) 実施計画

ア 【福祉事務所が実施する対策】

福祉事務所は、被災により生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ生活、住宅、教育、介護、医療、生業等の扶助を行い、最低限度の生活を保障し、生活再建を支援する。

6 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付

(1) 基本方針

災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（健康福祉部）

(ア) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

茅野市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定に基づき、一定の災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。また、災害により精神又は身体に障害を受けた市民に対して災害障害見舞金の支給を行う

(イ) 災害援護資金の貸付け

茅野市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害援護資金を貸し付ける。

(ウ) 災害見舞金の支給

茅野市罹災者見舞金交付要綱の規定に基づき、市内に発生した災害により罹災した市民に対し支給する。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

県は、市町村が、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により死亡した者に対して支給する慶弔金及び災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対して支給する障害見舞金に要する費用の一部を負担するものとする。

(イ) 災害援護資金の貸付

県は、市町村が災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害救助法が適用される災害等により被害を受けた世帯に対し、災害援護資金の貸付を行った場合この貸付に要する費用の貸付を行うものとする。

(ウ) 災害見舞金の交付

県は、災害によって住家又は人的被害を被った世帯又は遺族に対して見舞金を交付するものとする。

7 被災者に対する金融上の措置

(1) 基本方針

現地における災害の実状、資金の需要状況等を適格に把握し、実情に応じて適時適切な金融上の措置を行う。

(2) 実施計画

ア 【関係機関が実施する対策】

関東財務局長野財務事務所、日本銀行松本支店は、被災者の便宜を図るため、災害の状況により金融機関に対し、次の措置を講ずるよう指導する。

- (ア) 資金の融資について、融資相談所の開設、審査手続の簡素化、貸し出しの迅速化、貸出金の返済猶予等の措置
- (イ) 預貯金者の払い戻しについて、預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者に対し、罹災証明書の提示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法を持って被災者の預貯金払い戻しの利便を図ること。
- (ウ) 事情やむを得ないと認められる被災者等に対し、定期貯金、定期積金等の中途解約、又は当該預貯金等を担保とする貸出に応ずる等適宜の措置をとること。

イ 災害時における手形交換又は不渡り処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。

ウ 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に支払うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長処置をとること。

8 租税の徴収猶予及び減免

(1) 基本方針

災害による被災者の納付すべき市税の徴収猶予及び減免を行って、被災者の生活の安定を図る。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（市民環境部）

市税の減免等の措置

- (ア) 被災者の市税について、申告、申請、請求その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長及び徴収猶予をするとともに、市民税、固定資産税、国民健康保険税等の減免について茅野市税条例及び茅野市国民健康保険税条例の定めるところにより、必要な措置を講ずる。

イ 【県が実施する対策】（総務部）

災害の状況に応じて、県税について次の措置を講ずる。

(ア) 期限の延長

次に掲げる災害の区分に応じ、当該区分に掲げるところにより、地方税法又は県税条例に基づく、申告、申請、請求その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長を行う。

a 災害救助法が適用される災害

知事が必要と認めるときは、地域及び期日を指定して期限を延長する。

b その他の災害

知事又は地方事務所長が必要と認めるときは、納税者の申請により、地域及び期日を指定して期限を延長する。

(イ) 徴収猶予

知事又は地方事務所長が県税の納付又は納入ができないと認めるときは、納税者の申請により、その徴収を猶予する。

(ウ) 減免等

知事又は地方事務所長が県税の減免が必要と認めるときは、納税者の申請により、減免を行う。

9 医療費の一部負担金の減免、保険料の減免等

(1) 基本方針

被災した国民健康保険等の被保険者等に対し、必要に応じて、医療費の一部負担金、保険料の減免等の措置を講じ、被災者の負担の軽減を図る。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（健康福祉部）

市は、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、医療給付を受ける場合の一部負担金や保険料の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料の減免、徴収猶予等の措置を講ずるとともに、関係団体への協力要請を行う。

イ 【県が実施する対策】（衛生部）

県は、市町村と連携を図り情報収集に努めるとともに、必要に応じて、国（内閣府）及び関係機関と連絡・調整を行うものとする。

ウ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 長野社会保険事務局は、医療保険における健康保険被保険者証再交付業務などを迅速に処理するほか、健康保険被保険者証提示の手続きの簡素化、一部負担金等の支払いに係る特例措置等が行われる場合には、関係団体への速やかな協力要請を行うなど迅速に対応する。

(イ) 長野社会保険事務局は、保険料に係る納期限の延長や、免除について必要に応じて、措置を講ずる。

10 罹災証明書の交付

(1) 基本方針

被災者に対する支援措置を早期に実施するため、遅滞なく罹災証明書の交付を行う。

(2) 実施計画

【市が実施する対策】（市民環境部）

災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

11 被災者台帳の作成

(1) 基本方針

災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳の作成を行う。

(2) 実施計画

【市が実施する対策】

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者に台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

12 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

(1) 基本方針

被害の状況に応じて、市役所に被災者の総合的な相談窓口として被災者相談センターを開設する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（市全部局）

市職員の他、関係機関へ協力を求め相談員を派遣してもらい、開設運営する。

(ア) 相談窓口の内容

- a 税、保険、年金相談
- b 住宅・宅地の修理、仮設住宅への入居等住宅相談
- c 災害廃棄物相談
- d ライフライン相談
- e 各種貸付け相談
- f 医療・健康相談
- g その他

(イ) 市民に対し、掲示板、防災無線、有線放送、広報誌等を活用して広報を行う。

(ウ) 報道機関に対し、発表を行う。

イ 【県が実施する対策】（総務部、危機管理部）

- (7) 知事は、被災者の生活確保を図るため必要があると認めるときは、地方事務所長に命じて被災者相談所（以下「相談所」という。）を設置する。
- (イ) 相談所の所長は地方事務所長とし、相談員は関係現地機関の職員があたるものとする。ただし、災害の規模等により地方事務所長から知事に要請があった場合は、知事は、本庁の職員を派遣することができる。
- (ウ) 相談所は、原則として地方事務所に置くが、災害の状況により被災市町村の区域内に置くことができる。
- (エ) 地方事務所長は、相談所を設置したときは、その旨を知事に報告及び関係市町村に通知し、被災者に徹底させるものとする。
- (オ) 県は、住民に対し、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌等を活用し、災害時要援護者にも配慮した適切な手段で広報を行う。
- (カ) 県は、報道機関に対し、発表を行う。

ウ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 必要に応じて、相談窓口を設置する。
- (イ) 市民に対してチラシ等を活用し広報を行う。
- (ウ) 報道機関に対し、発表を行う。

第6節 被災中小企業等の復興

第1 基本方針

被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置を講ずるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。

第2 主な活動

- 1 事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等を実施する。
- 2 事業再開に対する相談体制を整備する。

第3 活動の内容

1 被災農林漁業事業者に対する支援

(1) 基本方針

被災農林漁業者等の経営安定又は事業の早期復旧を図るため、資金需要等の把握に努め融資制度について次により支援する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（産業経済部）

(ア) 天災資金

天災による被災農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づき政令で指定する災害によって、損失を受けた農林漁業者等に対して次の資金の融資制度の活用を図る。

- a 被災農林漁業事業者の経営安定に必要な資金
- b 被災農林漁業組合の事業運営資金

(イ) (株)日本政策金融公庫資金

(株)日本政策金融公庫法に基づき、被害農林漁業者等に対し、次の資金を融資する。

- a 農地又は牧野等の災害復旧に必要な資金
- b 被害農林漁業者の経営再建等に必要な資金
- c 復旧造林、樹苗養成施設又は林道の復旧に必要な資金
- d 被害農林漁業者の農林漁業施設復旧に必要な資金
- e 共同利用施設の災害復旧に必要な資金

(ウ) 農業災害資金

長野県農業災害資金融資利子補給等補助金交付要綱に基づき、知事が指定する災害によって損失を受けた被害農業者に対し、農業経営に必要な資金の融資制度の活用を図る。

イ 【県が実施する対策】（農政部、林務部）

(ア) 天災資金

「天災による被災農林水産業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法」に基づき、政令で指定する災害によって損失を受けた被災農林魚業者等に対し、次の資金を融資する。

- a 被災農林事業者の経営安定に必要な資金
- b 被災農林業組合の事業運営資金

(イ) (株)日本政策金融公庫資金 「(株)日本政策金融公庫法」に基づき、被災農林漁業者等に対し、次の資金を斡旋する。

- a 農地又は牧野等の災害復旧に必要な資金
- b 被害農林魚業者の経営再建等に必要な資金
- c 復旧造林、樹苗養成施設又は林道の復旧に必要な資金
- d 被害農林魚業者の農林魚業施設復旧に必要な資金
- e 共同利用施設の災害復旧に必要な資金

(ウ) 農業災害資金

「長野県農業災害資金融資利子補給等補助金交付要綱」に基づき、知事が指定する災害によって損失を受けた被害農業者に対し、農業経営に必要な資金を融通する。

(エ) 農業災害補償

農業災害補償法に基づき、農業共済事業を実施し、農業者の不慮の事故、災害等によって受ける農作物等の損失を補償する。

被害の補償業務の迅速適正化及び共済金の早期支払いにより農業経営の安定を図る。

2 被災中小企業者に対する支援

(1) 基本方針

被災中小企業の早期復旧を図るため、被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の融通の円滑化等災害復旧対策を推進するため迅速かつ的確な措置を講じる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（産業経済部）

(ア) 茅野市中小企業融資制度内の各資金の効果的な運用を図る。

(イ) 長野県、中小企業関係団体等を通じ、利活用できる金融の特別措置について当該被災地域における中小企業者に対し周知徹底を図る。

(ウ) 政府系金融機関等の支店に対し、被害の実状に応じ貸付け手続きの簡易迅速化、貸付け条件の緩和措置等を要請する。

(オ) 長野県信用保証協会諏訪支所に対し、金融機関からの借入れ手続きに際して、債務の保証等について円滑な実施を要請する。

(カ) 商工関係機関による連絡会議を必要に応じて開催するとともに、事業の復旧に関する相談体制を整備する。

イ 【県が実施する対策】（商工労働部）

(ア) 次の制度金融の効果的な運用を図る。

中小企業融資制度資金（融資）

(イ) 市町村、中小企業関係団体等を通じ、利活用できる金融の特別措置について当該被災地域における中小企業者に対し周知徹底を図る。

(ロ) 被災地域を管轄する政府系金融機関等の現地支店に対し、被害の実情に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和措置等を要請する。

(ハ) 長野県信用保証協会に対し、金融機関からの借入れ手続きに際して、債務の保証等について円滑な実施を要請する。

(ニ) 商工会議所、商工会及び市町村と連携し被災中小企業の復旧に関する相談窓口・企業訪問等の相談体制を整備するとともに、商工機関による連絡会議を必要に応じて開催する。